

件数	①差別事象区分	②手段	③発見・発覚日時	④発見・発覚場所	⑤発見者・通報者	⑥関係機関	⑦行為者	⑧被害者	⑨その他の関係者	⑩事象の概要	⑪経過	⑫関係機関との調整内容	⑬当面の対応	⑭備考
1	同和問題	インターネット上の書き込み	令和7年3月3日 （動画確認日）	SNS	職員	人権政策課	投稿者	同和地区住民		・インターネット上のSNSにおいて、〇〇町周辺を徒歩で通行し、「ひょっとこ」風の音声つきで投稿。市営住宅や各周辺施設を投稿している。 ・本人の姿は映っていない。 ・〇〇地域周辺を晒すことを目的とする悪質な投稿と思われる。 ・同アカウントでは、他の地域についても同様に投稿している。	人権政策課にて差別性のある動画投稿として把握。 当該SNSに対し、「差別的または攻撃的なコンテンツ」として報告。 大阪府人権擁護課に情報提供し、削除要請を依頼。 大阪法務局東大阪支局に対し、文書にて削除要請を依頼。		部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすため、引き続き人権啓発の取り組みを実施するとともに、差別事象対応マニュアルを周知し、差別事象が発生した場合の職員の対応を徹底する。	
2	同和問題	インターネット上の書き込み	令和7年3月13日 （動画確認日）	SNS	市民	人権政策課	投稿者	同和地区住民		・インターネット上のSNSにおいて、〇〇町周辺を徒歩で散策。市営住宅や〇〇小学校跡地等、周辺施設を投稿。 ・〇〇地域周辺を晒すことを目的とする悪質な投稿と思われる。 ・同アカウントでは、他の地域についても同様に投稿している。	市民より電話で通報があり、人権政策課にて、投稿内容を確認。差別性のある動画投稿として把握。 当該SNSに対し、「差別的または攻撃的なコンテンツ」として報告。 大阪府人権擁護課に情報提供し、削除要請を依頼。 大阪法務局東大阪支局に対し、文書にて削除要請を依頼。		部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすため、引き続き人権啓発の取り組みを実施するとともに、差別事象対応マニュアルを周知し、差別事象が発生した場合の職員の対応を徹底する。	
3	同和問題	インターネット上の書き込み	令和7年3月14日 （動画確認日）	SNS	市外在住者	人権政策課	投稿者	同和地区住民		・インターネット上のSNSにおいて、〇〇地域周辺をバイクで通行し、撮影した動画を字幕つきで投稿。市営住宅や人権コミセン、老人センター、こども園等、周辺施設を投稿している。撮影時期は不明。 ・〇〇地域周辺を晒すことを目的とする悪質な投稿と思われる。 ・なお、同アカウントでは、他の地域についても同様に投稿している。	市外在住者より通報があり、人権政策課にて、投稿内容を確認。差別性のある動画投稿として把握した。 当該SNSに対し、「差別的または攻撃的なコンテンツ」として報告。 大阪府人権擁護課に情報提供し、削除要請を依頼。 大阪法務局東大阪支局に対し、文書にて削除要請を依頼。		部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすため、引き続き人権啓発の取り組みを実施するとともに、差別事象対応マニュアルを周知し、差別事象が発生した場合の職員の対応を徹底する。	
4	同和問題	インターネット上の書き込み	令和7年5月26日 （動画確認日）	SNS	市民	人権政策課	投稿者	同和地区住民		・インターネット上のSNSにおいて、〇〇地域周辺を徒歩で通行し、撮影した動画を字幕つきで投稿。人権コミセン等の周辺施設を投稿している。撮影時期は令和7年5月頃。 ・〇〇地域周辺を晒すことを目的とする悪質な投稿と思われる。 ・なお、同アカウントでは、他の地域についても同様に投稿している。	人権政策課にて、投稿内容を確認。差別性のある動画投稿として把握し、当該SNSに対し、「差別的または攻撃的なコンテンツ」として報告。 大阪府人権擁護課に情報提供し、削除要請を依頼済。 また、大阪法務局東大阪支局に対し、文書にて削除要請を依頼済。		部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすため、引き続き人権啓発の取り組みを実施するとともに、差別事象対応マニュアルを周知し、差別事象が発生した場合の職員の対応を徹底する。	

差別事象等一覧（令和6年度第2回(第49回)八尾市人権尊重の社会づくり審議会(R7.2.7)以降分）

件数	①差別事象区分	②手段	③発見・発覚日時	④発見・発覚場所	⑤発見者・通報者	⑥関係機関	⑦行為者	⑧被害者	⑨その他の関係者	⑩事象の概要	⑪経過	⑫関係機関との調整内容	⑬当面の対応	⑭備考
5	障がい	発言	令和7年5月27日	小学校	児童C・D	人権教育課	児童B	障がいのある人		児童Aと児童Bが授業中に言い争いになった際、児童Bが児童Aに対して、「〇〇」と発言した。発言を聞いた同じクラスの児童Cおよび児童Dから担任に報告があり発覚した。	周囲の児童から報告を受けた担任が、その場で児童Bに「〇〇」という言葉は障がいのある人を差別する言葉であることを指摘するとともに、教職員間で事象を共有し、改めて関係児童に聴き取りと指導を行ったうえで保護者へも経過報告を行った。		今後、校内の障がい理解に関する取組みについて改めて検証し、さらなる取り組みの充実を図るとともに学校全体でも啓発を図っていく。	
6	同和問題	発言	令和7年6月20日	住宅管理課窓口	職員	人権政策課	発言者	同和地区住民		住宅管理課に発言者が来課した。窓口に出た住宅管理課職員に、「〇〇は同和地区なんか。自分も同和地区出身である。〇〇にマンションを建てようと考えているが、混み入った街並みや大きな寺が真ん中にあるなど似ている。」との発言があった。住宅管理課職員が「そのような話にはお答えできません。」と回答すると、発言者はその場を立ち去った。	住宅管理課から人権政策課に連絡があり、聴き取りを実施し、発言の内容を確認した。		部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすため、引き続き人権啓発の取り組みを実施するとともに、差別事象対応マニュアルを周知し、差別事象が発生した場合の職員の対応を徹底する。	
7	外国人	落書き	令和7年7月15日	市内公園	職員	人権政策課	不明	外国人市民		土木管理事務所の担当者から、市内公園内にある複合遊具の先端に赤いスプレーのようなもので「〇〇」と書かれているとの通報があった。土木管理事務所の担当者が市内公園の遊具の一斉点検の際に落書きを発見し、差別的な落書きであると認識したため、公園を利用する人が目にすることがないように遮蔽した。	人権政策課職員が現地確認を実施し、関係機関に通報。「〇〇」という言葉は、黒人を侮辱することを意味し、人種差別にあたるものであるため、土木管理事務所に削除するよう要請した。		外国人差別をはじめ、あらゆる差別をなくすため、引き続き人権啓発の取り組みを実施するとともに、差別事象対応マニュアルを周知し、差別事象が発生した場合の職員の対応を徹底する。	